



第54期 報告書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆さまへ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
連結注記表	21
会社概要	26
役員等の状況	28
株主MEMO	29

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第54期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款(第2条)に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

①会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営

②地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

当社の顧客である会計事務所と地方公共団体の業務には、法令等の改正とICTの進化が大きな影響を与えます。こうした顧客の経営環境の変化をいち早く捉え、当社の製品およびサービスを進化させていくことが重要であると考えています。

第54期は、このような考えをもとに戦略目標を定め、その目標達成に取り組んで参りました。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当社の顧客に大きな影響を与えています。当社は、顧客の支援に全力を傾注する方針を掲げて、システム開発やサービスの提供に努めてまいりました。次頁以降に当社の活動の詳細を記載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

これらの活動の結果、TKCグループの当期における経営成績は、売上高67,814百万円(前期比2.6%増)、営業利益11,381百万円(前期比21.8%増)、経常利益11,685百万円(前期比20.8%増)、そして、親会社株主に帰属する当期純利益7,821百万円(前期比16.4%増)となり、6期連続で過去最高を更新する結果となりました。このような状況に鑑み、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、令和2年9月期の期末配当金を直近の配当予想より10円増配して1株当たり65円といたします。これにより、年間配当金は120円となります。

第55期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

企業集団の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和元年10月1日～令和2年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、緩やかな成長基調でスタートしたものの、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の世界的な流行の影響によって極めて厳しい状況となりました。コロナウイルスの収束を見通せない中、わが国経済の先行きは不透明であり、当社の顧客である会計事務所、その関与先である中小企業、地方公共団体等への影響も長期化することが予想されます。

このような状況の中、当社は顧客の支援に全力を傾注する方針を掲げて、システム開発やサービスの提供に努めてまいりました。

会計事務所事業部門では、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、業績が悪化した関与先企業の資金繰りと経営助言を行うための支援を行いました。また、TKC会員が関与先企業からの委託にもとづいて決算書等を電子申告と同時に金融機関に開示する「TKCモニタリング情報サービス」の普及に努めました。

地方公共団体事業部門では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）として実施された「特別定額給付金」と「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請・受付手続き事務の支援を行いました。また、幼児教育・保育の無償化にかかるシステムの改修および健康保険法におけるオンライン資格確認（マイナンバーカード保険証利用等）にかかるシステム改修等を受託・実施しています。

これらの活動の結果、TKCグループの当期における経営成績は、売上高が67,814百万円（前期比2.6%増）、営業利益は11,381百万円（前期比21.8%増）、経常利益は11,685百万円（前期比20.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,821百万円（前期比16.4%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は47,150百万円（前期比2.7%増）、営業利益は10,237百万円（前期比17.3%増）となりました。

- ① コンピューター・サービス売上高は前期比4.1%増となりました。これは、コロナウイルスの感染拡大に伴う経済の停滞によって資金繰りに窮する中小企業が増加する中で、関与先企業の業績管理と緊急資金繰り対策、給付金申請等の支援を実施するためにT K C会員事務所による財務処理件数が進展したこと。在宅勤務を実施する企業が増加する中で、子会社も含めた業績を親会社で一括管理するために「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（F X 4クラウド）」を導入する中堅企業が増加したこと。また、在宅勤務に対応する会計事務所が増加した中で、高セキュリティーを保ちながら自宅でもT K Cシステムを利用できる「OMSモバイル」「T K Cサイバーセキュリティサービス」の顧客数が伸展したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比4.0%増となりました。これは電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムの顧客数が増加したこと、および令和2年4月から資本金1億円超の法人に電子申告が義務化されたことに伴い、大企業向けの「法人電子申告システム（A S P 1 0 0 0 R）」の顧客数が順調に伸展していることなどによります。
- ③ ハードウェア売上高は、前期比6.4%増となりました。これはマイクロソフト社によるWindows7のサポートが令和2年1月に終了したことによるパソコンの買い換え需要に加えて、在宅勤務に取り組む会計事務所の増加によって、Webカメラ付きのノートパソコンやモバイルモニターの需要が増加したことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較して改善したのは、訪問型の顧客サポートをWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えた結果、出張旅費が減少したこと、マーケティング活動をWebセミナーに切り替えたことでセミナー開催費用等が減少したことなどによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は17,377百万円（前期比5.9%増）、営業利益は1,037百万円（前期に対して612百万円増）となりました。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比16.1%増となりました。これは、令和元年10月1日から国の地方税共通納税システムが稼働したことに伴い、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」の利用によるデータセンター利用料売上が増加したことなどによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比33.2%増となりました。これは、幼児教育・保育の無償化および健康保険法におけるオンライン資格確認等、大規模なシステム改修により売上高が増加したことによります。また、コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策として、国民一人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」が創設され、市区町村が住民からの申請と給付の事務を負託されました。当社は、基幹系システムをご利用の顧客に対して、「特別定額給付金」に関連するシステムの緊急対応を実施したほか、アウトソーシングサービスとして制度説明や返信用封筒などが一体となった特別定額給付金支給申請書を提供し、業務委託を受けた112団体（152万世帯）の早期給付に貢献しました。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比34.9%減となりました。これは、前期のe L T A X審査システム更改および共通納税システム導入に伴う導入支援作業費が当期はなかったことによります。
- ④ ハードウェア売上高は前期比37.9%減となりました。これは、前期に導入が集中した住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改が当期はなかったことなどによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して改善したのは、限界利益率が高いデータセンター利用料売上高とソフトウェア売上高が増加したことに加え、コロナウイルスの影響で、訪問型の顧客サポートをWeb会議システムによるリモートサポートに切り替えたことによる出張旅費の減少と、プライベートフェア（T A S Kクラウドフェア）の開催中止により、これにかかる費用が減少したことなどによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,286百万円（前期比13.7%減）、営業利益は106百万円（前期比43.6%減）となりました。

- ① データ・プリント・サービス（D P S）関連商品の売上高は、前期比5.6%減となりました。これは地方公共団体などから受託した通知書関連業務が増加したものの、コロナウイルスの影響により民間企業からのダイレクトメール（DM）等の大口需要が減少したことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比7.8%減となりました。近年のビジネス帳票の需要減退、並びにコロナウイルスの影響で物流が停滞し、ビジネス帳票の利用が減少したことによるものです。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、チラシ、書籍等）関連の売上高は、前期比27.9%減となりました。これはコロナウイルスの影響により、イベント等の中止や延期が相次いだため、冊子、チラシ、書籍等の受注が大幅に減少したことによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルスの収束を見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ① クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立入禁止、ヘルプデスクの複数事業所への分散、データセンター内にコロナウイルス感染者が発生した場合に、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を実施しました。
- ② 在宅勤務制度、時差通勤制度の導入に加え、社内における感染防止策として、自動検温器、飛沫防止パネル、除菌マット、除菌アルコールの設置、マスクの配付などを行いました。
- ③ 新しい働き方に対応するため『Web会議システムによる顧客サポートのガイドライン』を策定し、在宅勤務を実施している場合であっても顧客との面談回数を向上するための取り組みを行っています。これに併せて、全社員へのモバイル通信機器の配付、Web会議システムの増強等を行っています。

(2) お客さまの新しい働き方への対応支援

- ① 会計事務所事業部門では、令和2年4月から9月末までの間、TKC全国会にWeb会議システムを無償貸与し、TKC全国会の委員会活動とTKC会員の情報交換を支援しました。また、TKC会員事務所が在宅勤務制度等を導入し、新しい働き方への対応を行えるよう、一定の条件に該当するTKC会員に対してモバイルモニターとスピーカーマイクを提供（無償貸与）しました。
- ② 基幹系システムをご利用の顧客団体（市区町村）約170団体に対して、リモートでのサポートを実施するために、Web会議システムをご利用いただける環境（大型ディスプレイ、スピーカー、Webカメラ）を提供（無償貸与）しました。
- ③ これらの施策を実施することで、顧客と社員の感染防止を図るとともに、これまでと同様の顧客サポート品質の維持に努めました。

(3) コロナ禍での社会貢献活動

医療崩壊の防止や経済的苦境に立つ学生などを支援するために以下の取り組みを行いました。

- ① コロナウイルスによる医療崩壊の防止に役立ててもらうために、栃木県に対する義援金として、当社より300百万円、当社名誉会長である飯塚真玄ならびに当社創業者夫人である飯塚るな子からそれぞれ100百万円を個人として寄付しました。
- ② 当社の顧客団体（130市町村）への義援金として総額169百万円を寄付しました。
- ③ 宇都宮大学でオンライン授業を受講する学生を支援するために、当社からノートパソコン75台を寄付しました。また、当社名誉会長である飯塚真玄から、経済的苦境に立たされている大学生の支援を目的に、個人として1,000万円を宇都宮大学に寄付しました。

(4) 大規模災害の発生に備えた事業継続計画（BCP）の見直し

大規模災害の備えとして、すべての事業所と社員の借上社宅・借上寮の安全性を確認し、被災想定地域に所在する事業所と社員の借上社宅・借上寮をより安全な地域に移転しました。

(5) 連結会計システム「eCA-DRIVER」の「運用確認表」において特許を取得

連結会計システム「eCA-DRIVER」に搭載した「運用確認表」の「システムの処理が順番どおり適切に実行されたかを視覚的に確認できる機能」について、令和2年6月11日、特許を取得しました。（特許第6715886号）

(6) 「収益認識に関する会計基準」の適用準備

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日改正）を、令和2年10月1日から開始する事業年度（第55期）において早期適用することにしました。これは、当社が「収益認識に関する会計基準」を適用する過程で得たノウハウを取りまとめ、上場企業向けコンサルティング・サービスとして提供することを目的としています。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、TKC会員）1万1,400名（令和2年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

TKC全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) 中小企業の存続・発展の支援
- 4) TKC会員事務所の経営基盤の強化
- 5) TKCシステムの徹底活用
- 6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）TKC全国会については、別冊『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<https://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会が展開する運動について

TKC全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3カ年の運動方針と戦略目標2020を掲げています。その内容は以下のとおりです。

【TKCブランドで社会を変えるための運動方針】

- ① 「TKC方式による書面添付」の推進（2020年末目標：法人書面添付14.4万社）
- ② 「TKCモニタリング情報サービス」の推進（2020年末目標：14万社24.5万件）
- ③ 「TKC方式の自計化」の推進（2020年末目標：28.5万社）

併せて、TKC全国会の取り組みが多くの金融機関から注目され始めており、これを好機としてTKC会員事務所の経営基盤をさらに強固なものとするため、以下の方針を打ち出しています。

- ① 「TKC会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう
- ② 「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう
- ③ 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

TKC全国会は、コロナウイルスが中小企業の経営環境に影を落とす中、「いままさに、職業会計人の真価を発揮する時！」「税理士は、今回の危機に対して中小企業にとっての『親身の相談相手』であろう」とのメッセージを発し、上記の運動を継続するとともに、コロナウイルスの感染拡大の影響で業績が悪化した中小企業の資金繰りと給付金等の申請支援に努めました。

(2) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

① コロナウイルスの影響を受けた中小企業の支援

当社は、当期において、T K C会員と関与先企業の支援に全力を傾注する方針を掲げて、以下の支援を行いました。

1) T K C会員への最新情報の提供

当社は、政府や中小企業支援団体から発信される中小企業支援策をT K C会員に正確かつ迅速に伝えるため、T K C会員専用のイントラネット（ProFIT）で最新情報を日々提供しました。この活動は2月25日から開始し、当期末時点168本の情報を掲載するに至りました。

2) 「新型コロナウイルス緊急資金繰り対策コーナー」の提供

政府、都道府県、市および金融機関の中小企業支援策を「融資」「補助金」「雇用」「税制」の区分で確認できる特設サイトを開発し、T K C会員のホームページから確認できるようにしました。これにより、T K C会員が関与先企業をはじめとする中小企業に緊急資金繰り支援策を網羅的に情報発信できるようにしました。当期末で9,231件の支援策を掲載しています。

3) 「緊急支援関与先チェック機能」の提供

「持続化給付金」「雇用調整助成金」「家賃支援給付金」といった緊急経済対策や政府系金融機関の特別融資、中小企業基盤整備機構が運営する「経営セーフティ共済」の一時貸付金など20項目にわたる中小企業支援策の適用の可否を関与先企業ごとに自動判定し、一覧形式で確認できる「緊急支援関与先チェック機能」を「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」に搭載しました。また、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス特別貸付」の申込書である「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書」をワンクリックで作成できる機能を搭載しました。これにより、T K C会員が迅速に関与先企業の緊急資金繰りを支援できる体制を構築しました。

4) オンデマンド研修の拡充

上記の中小企業支援策や税務申告・納付期限の延長に関する具体的な申請手続き、給付金等の支給を受けた場合の会計と税務の実務を解説するオンデマンド研修を提供し、視聴促進を行いました。

5) 在宅勤務に必要となる機器の提供

日本税理士会連合会が4月15日に公表した「税理士の業務とテレワーク（在宅勤務）～新型コロナウイルス感染防止対応版～」に完全に準拠しながら、T K C会員とその職員が在宅勤務を行うために、Web会議システムやヘッドセットマイク、高セキュリティーを保ちながら自宅でもT K Cシステムを利用できる通信機器の提供を行いました。

② 戦略目標2020の達成に向けた営業活動

当社では、TKC全国会と連携して戦略目標2020の達成に向けた営業活動を展開しています。

1) 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

TKCモニタリング情報サービスは、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書は税務署に対して電子申告した直後です。TKCモニタリング情報サービスの推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

i. TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

ii. 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性をTKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

iii. 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和2年9月末日現在で、全国全ての地方銀行(64行)を含む443金融機関に採用されています。また、令和2年9月末日現在で、22万件を超える決算書等が金融機関に開示されました。今般のコロナウイルスの影響に伴う緊急融資の審査においても、TKCモニタリング情報サービスを活用している関与先企業は迅速に融資を受けることができた等の事例が出てきています。これは、TKC会員が作成する決算書は信頼性が高いと金融機関が評価していることの証左だと言えます。また、経済産業省は、コロナウイルスの影響拡大に伴って、中小企業への資金繰り支援を強化するため、実質無利子・無担保での融資を可能とする制度を創設しました。多くの金融機関はこの制度を活用して中小企業に緊急融資を実行しました。これらの金融機関は、融資先企業の業績を定期的に確認し、信用保証協会に報告することが求められています。そのため、TKCモニタリング情報サービスの「月次試算表提供サービス」が金融機関から注目を集めています。当社は、TKC会員と金融機関が共同して同サービスを推進できるよう支援しています。

2) TKC方式の自計化の推進 (FXシリーズの推進)

当社は、FXシリーズに、①経営トップが組織全体の動向を即座につかむために利用する「経営戦略レベル」の機能、②管理者が部門業績を検証し、次の打ち手を考えるために利用する「業績管理レベル」の機能、③経理事務の合理化・省力化を図る「業務執行レベル」の三階層の機能を搭載しています。当期は、関与先企業の経営者がコロナウイルスの業績への影響を正確に把握し、次の打ち手を検討できるように、FXシリーズに搭載している「経営戦略レベル」の

機能（予算登録、部門別管理、資金繰り実績表）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するためには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「業務執行レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携等を支援しました。さらに令和2年9月25日に「F Xクラウドシリーズ」を新規に提供開始しました。当システムは、「会計で会社を強くする」機能の強化と会計事務所による「巡回監査」を支援する機能の強化を図っています。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の財務経営力と資金調達力の向上を支援してまいります。

3) 電子帳簿保存法への完全対応支援

F Xシリーズをはじめとする当社システムは、昨年、同業他社に先駆けて、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この認証を受けたF Xシリーズ等の普及を通じて、電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

4) 会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会では、令和3年9月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。当期においては、コロナ禍で会員導入活動の対象となる会計事務所への訪問が困難だったためオンデマンドセミナーを開催し、関与先企業の資金繰り支援の実務や会計事務所の在宅勤務に関する事例を公開することにより、新規入会を促進しました。こうした活動の結果、令和2年9月末日現在のTKC会員は約9,700会計事務所、1万1,400会員となっています。なお、事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

(3) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。中小会計要領は、i.自社の経営状況の把握に役立つ会計、ii.利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、iii.会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、iv.中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用して、金融機関等の第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものでありTKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。

(4) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンスと合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、TKC証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

令和2年4月から資本金1億円超の大企業に法人税・消費税・地方税の電子申告が義務化されることになりました。これにより、大企業では、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。法人税の電子申告は、国税庁の統計によれば、平成30年度で226万8,473件、電子申告率84.3%となっているものの、大企業における電子申告率は66.1%にとどまっています。そのため、義務化の対象となる多くの大企業がはじめて電子申告に取り組むこととなります。

当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化に対応できるようにするため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（令和2年9月末日現在の会員数は1,447名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、オンデマンドセミナー等を開催しました。

また、ERPベンダー4社とアライアンス契約を締結し、財務諸表のデータ連携システムの構築に取り組んでいます。さらに、コロナウイルスの影響で在宅勤務に取り組む上場企業が増加したことを受け、訪問型だった営業活動をインサイドセールスに切り替え、移動時間を削減した結果、商談数を増加させることができました。その結果、法人電子申告システム（ASP1000R）のユーザー数は令和2年9月末日現在で3,170社となりました。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和2年9月末日現在で約4,100企業グループとなりました。なお、当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち87%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは32%となりました。

(5) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁決例等を収録しており、令和2年9月末日現在で31万1,500件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また、LEX/DBインターネットを中核とする総合的な法律情報データベースである、「TKCローライブラリー」は、95万9,000件を超える論文等の所在情報に加えて、ぎょうせい殿、日本評論社殿、有斐閣殿、中央経済社殿、判例タイムズ殿、商事法務研究会殿などの法律専門出版社等18社が運用する62の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は265万件を超えています。

① 「TKCローライブラリー」の利用拡大

多くの顧客が、コロナウイルスの影響による在宅勤務への移行に伴い、オンラインで業務を遂行せざるを得なくなりました。これにより、資料室や図書館等を利用した調査ができないユーザーから、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌をカバーするほか、いつでもどこでも利用できるという特長をもつTKCローライブラリーの利点が再評価されるようになりました。その結果、ID数やコンテンツを追加する契約が増えています。当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのホームページやSNS等によるオンライン提案活動の結果、ユーザー数は5万2,000IDを超え、令和2年9月末日現在で2万3,000超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

コロナウイルスの影響で大学は入構禁止となり、ほぼすべての大学が前期はオンライン授業を実施しています。当社が提供している「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」等のシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社を凌ぐ多様かつ多数のコンテンツの収録、レポートや演習、テスト機能が搭載されています。これらの特長がコロナ禍において教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されています。4月以降、各大学と随時Web会議を実施し、基本サービスにおけるアクセス権の追加対応や、大学の実情に応じたオンラインによる学習環境整備を支援しました。

また、大学の法学部を中心に提供している学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定）は、令和2年9月末日現在で25校が利用しています。学生は、各試験の延期や学習環境が整わない状況下で、充実した教材が収録されたオンライン学習ツールによる学習に頼らざるを得ないことから、利用頻度が大幅に増加しています。9月には、新たに法学検定学習ツールの提供を開始しました。今年度の法学検定試験（11月）は団体受験のみ実施となったことから、対象大学63校を中心に次年度利用拡大にむけたモニター利用を推進しています。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 基幹系関連サービスの開発・提供

当社は、地方公共団体（主に市区町村）に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」から構成するクラウドサービスです。

政府は、令和2年7月17日に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、行政コストの削減、業務の共通化・標準化、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保を目的に、令和5年度末までに行政システムのクラウド導入団体数を約1,600団体（うち複数団体による共同化を行う自治体クラウドは約1,100団体）にすると目標を掲げました。

当社の「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提とした設計としているため、

政府が推進する「自治体クラウド」に対応するのに最適なシステムとして注目されており、全国11の共同利用組織に採用されています。また、全国7社のアライアンスパートナー企業も「T A S Kクラウドサービス」を積極的に推進しています。この結果、令和2年9月末日現在で「T A S Kクラウドサービス」は、160を超える地方公共団体に採用されています。当期においては、引き続き新規受注に向けた提案活動を行ったほか、令和2年9月までに本稼働を迎える新規受注団体について円滑なシステム移行を支援しました。

また、「福祉相談支援システム」において生活支援記録法 F - S O A I P (※) に基づく〈記録作成の効率化〉と〈関係者間の円滑な情報共有〉の支援機能を提供するなど、各種システムの機能強化に努めました。

加えて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された「特別定額給付金事業」では、関連システムの緊急対応を実施したほか、アウトソーシングサービスとして制度説明や返信用封筒などが一体となった特別定額給付金支給申請書を提供し、業務委託を受けた112団体(152万世帯)の早期給付に貢献しました。

※生活支援記録法 F - S O A I Pとは

福祉・介護・保健医療分野の共通言語となることを目的として開発された経過記録のための手法です。必要な情報を項目形式で記録に残すため表現の標準化が可能で、効率的かつ的確な経過記録ができるほか関係者間の情報共有も容易になると注目されています。

(2) 行政サービス・デジタル化への対応

当社では、「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」や、この仕組みを利用した「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」などを〈行政サービス・デジタル化支援ソリューション〉と位置付け、機能強化および商品ラインアップの拡充に取り組んでいます。

証明書コンビニ交付システムでは、当社システムを利用してコンビニ交付サービスを順次スタートする神奈川県町村情報システム共同事業組合（管理者：湯川裕司山北町長）9町の導入準備、および円滑なシステム運用を支援しました。

また、かんたん窓口システムでは、奈良県奈良市が実施する「ICTを活用した窓口改善（スマート窓口）の実証実験」（実施期間：令和元年11月～令和2年9月予定）へ参加し、新たなスマート窓口システムの研究・開発へ取り組みました。

さらに、当期においては、かねてより開発を進めてきた以下のシステムを新たに提供しました。

- 1) 「T A S Kクラウド マイナンバーカード交付予約・管理システム」（令和2年5月提供開始）
ファーストユーザー 茨城県五霞町
- 2) 「T A S Kクラウド スマート申請システム」（令和2年8月提供開始）
ファーストユーザー 大阪府大阪市

そのほか、各種システムの機能強化および積極的な提案活動に取り組んだ結果、令和2年9月末日現在で、コンビニ交付システムは神戸市や北九州市などの政令指定都市を含め130を超える団体に、また、かんたん窓口システムは約10団体に、マイナンバーカード交付予約・管理システムは20を超える団体に、それぞれ採用されています。

(3) 地方税税務手続きのデジタル化への対応

地方共同法人地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システム等の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和2年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約780団体に採用されています。

当期においては、地方税共通納税システムの開始に伴う関連システムの機能強化・拡充に取り組むほか、当社独自サービスであるデータ連携サービスの積極的な提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、地方公会計の取り組みの一層の推進とともに、財務書類等の作成業務の効率化により財務分析などの活用に注力することが求められています。令和2年3月に総務省が公表した『地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書』では、「財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことや、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することにより、日々仕訳の円滑な導入や期末一括仕訳における確認作業の軽減も可能になると考えられます。

また、公有財産台帳と固定資産台帳のデータを連携・統合することにより、各台帳への登録業務を効率化することが可能になると考えられる」として、システム更新等のタイミングで「財務会計システムと一体的な地方公会計システム」と「日々仕訳」の導入を検討するよう促しています。

当社では、国が推奨する日々仕訳方式に対応した財務会計システムと一体的な地方公会計システムとして「T A S Kクラウド公会計システム」と、その関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、鹿児島県町村会・熊本県町村会・長崎県市町村行政振興協議会・京都府自治体情報化推進協議会に参加する全51団体（7市26町4村、14一部事務組合等）をはじめ、多くの団体から新規に受注し、それらの円滑なシステムの立ち上げ・運用を支援しました。

また、地方公会計情報の〈見える化〉と〈活用〉を支援する各種機能の開発・強化に取り組んだほか、積極的な提案活動を展開しました。その結果、公会計システムは令和2年9月末日現在で270を超える団体に採用されています。

(5) 次世代製品の研究・開発

コロナウイルスの感染拡大を機に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなったことを受けて、『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月閣議決定）ではデジタル・ガバメントの構築を“一丁目一番地”の最優先課題と位置付け、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化などデジタル化を加速することとされました。加えて、同方針ではマイナンバー制度および国・地方を通じたデジタル基盤の構築に向け、地方自治体の業務システムの早急な統一・標準化を進めることが強調されています。このような現状を踏まえ、市区町村における行政サービス・デジタル化の取り組みにも一層拍車がかかっています。

当社では、こうした顧客を取り巻く環境変化に対応するため、新製品の企画・開発を加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては〈行政サービス・デジタル化〉や〈業務システムの標準化〉などに関する情報収集・発信を行うとともに、先進団体との実証事業などを通じてポストコロナ時代の“新たな日常”を支える次世代ソリューションの調査・研究、開発に取り組みました。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（DPS）事業およびビジネスフォーム印刷を基軸に事業展開しています。

DPS分野では、地方公共団体などからの通知書関連業務の受注増があったものの、コロナウイルスの影響から、民間企業の需要が急激に減速、DM等の受注が減少したことにより、売上高は前期比5.6%減となりました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ビジネス帳票の需要減退、またコロナウイルスの影響で、物流が停滞し、ビジネス帳票の利用が減少したことから、売上高は前期比7.8%減となりました。

商業美術印刷分野（カタログ、チラシ、ページ物、書籍等）では、電子データによる閲覧等の進展により、紙媒体の需要が減少、またコロナウイルスの影響から、イベント等の中止や延期が相次いだため、冊子、チラシ、書籍等の受注が大幅に減少した結果、売上高は前期比27.9%減となりました。

連結貸借対照表 (令和2年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,844	流 動 負 債	14,701
現金及び預金	26,769	買掛金	2,181
受取手形及び売掛金	7,014	電子記録債務	802
リース投資資産	432	1年内返済予定の長期借入金	142
商品及び製品	238	リース債務	522
仕掛品	307	未払金	2,184
原材料及び貯蔵品	177	未払法人税等	2,549
その他	924	未払消費税等	1,520
貸倒引当金	△19	賞与引当金	3,673
固 定 資 産	61,826	その他の他	1,124
有 形 固 定 資 産	17,794	固 定 負 債	5,893
建物及び構築物	8,182	長期借入金	295
機械装置及び運搬具	547	リース債務	1,113
工具、器具及び備品	1,857	退職給付に係る負債	3,400
土地	6,911	株式給付引当金	599
リース資産	290	その他の他	485
建設仮勘定	5	負 債 合 計	20,595
無 形 固 定 資 産	3,120	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,724	株 主 資 本	79,161
ソフトウェア仮勘定	370	資本金	5,700
その他	25	資本剰余金	6,588
投 資 そ の 他 の 資 産	40,911	利益剰余金	68,533
投資有価証券	16,182	自己株式	△1,660
関係会社株式	100	その他の包括利益累計額	△2,085
長期貸付金	163	その他有価証券評価差額金	△553
繰延税金資産	7,360	退職給付に係る調整累計額	△1,532
長期預金	14,600	純 資 産 合 計	77,075
差入保証金	1,438	負 債 及 び 純 資 産 合 計	97,671
長期リース投資資産	889		
その他	178		
資 産 合 計	97,671		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		67,814
売上原価		22,667
売上総利益		45,147
販売費及び一般管理費		33,766
営業利益		11,381
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	146	
受取地代家賃	50	
助成金収入	15	
その他の	56	306
営業外費用		
支払利息	1	
その他の	0	1
経常利益		11,685
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	40	
その他の	0	41
税金等調整前当期純利益		11,646
法人税、住民税及び事業税	4,070	
法人税等調整額	△225	3,845
当期純利益		7,801
非支配株主に帰属する当期純損失		20
親会社株主に帰属する当期純利益		7,821

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	5,711	63,623	△1,630	73,404
当期変動額					
剰余金の配当			△2,911		△2,911
親会社株主に帰属する当期 純利益			7,821		7,821
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分		0		3	3
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		877			877
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	-	877	4,909	△30	5,756
当期末残高	5,700	6,588	68,533	△1,660	79,161

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△83	△1,704	△1,787	1,504	73,121
当期変動額					
剰余金の配当					△2,911
親会社株主に帰属する当期 純利益					7,821
自己株式の取得					△34
自己株式の処分					3
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					877
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△469	171	△297	△1,504	△1,801
当期変動額合計	△469	171	△297	△1,504	3,954
当期末残高	△553	△1,532	△2,085	-	77,075

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社TLP
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
TKCカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社TKC出版
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(連結の範囲から除いた理由)
TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
アイ・モバイル株式会社
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(持分法の適用の範囲から除いた理由)
TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - a. 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの
移動平均法による原価法

- ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) ソフトウェア
 - a. 市場販売目的のソフトウェア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - b. 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間を5年とする定額法
 - 2) その他
定額法
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ③株式給付引当金
取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト…………… 工事完成基準

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

II 追加情報

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

III 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

21,762百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	—	—	267,310
合計	267,310	—	—	267,310
自己株式				
普通株式(注)	4,475	66	9	4,533
合計	4,475	66	9	4,533

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数66百株の増加は、単元未満株式の買取りによる増加66百株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数9百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付8百株であります。

3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,897百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,456	55	令和元年9月30日	令和元年12月23日
令和2年5月1日 取締役会	普通株式	1,455	55	令和2年3月31日	令和2年6月15日

- (注) 1. 令和元年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。
2. 令和2年5月1日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月18日 定時株主総会	普通株式	1,720	利益剰余金	65	令和2年9月30日	令和2年12月21日

- (注) 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,769	26,769	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	7,014 △19		
	6,994	6,994	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	15,979	15,979	—
(4) 長期預金	14,600	14,554	△45
資産計	64,343	64,297	△45
(1) 買掛金	2,181	2,181	—
(2) 未払金	2,184	2,184	—
負債計	4,366	4,366	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額202百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2,933円12銭

2. 1株当たり当期純利益

297円63銭

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会社概要

1. 商 号 株式会社TKC
2. 英 文 社 名 TKC Corporation
3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
5. 資 本 金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従 業 員 数 連結：2,770名／個別：2,312名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主 要 な 事 業 所

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

(注) 株式会社 T L P は、株式追加取得により令和 2 年 3 月 2 日に 100% 子会社となりました。

役員等の状況 (令和2年12月18日現在)

名誉会長		飯	塚	眞	玄
役員					
代表取締役 社長執行役員		飯	塚	眞	規
代表取締役 専務執行役員		飛	鷹		聡
取締役 専務執行役員		川	橋	郁	夫
取締役 常務執行役員		五十	嵐	康	生
取締役 執行役員		中	西	清	嗣
社外取締役		押	田	吉	眞
社外取締役		飯	島	純	子
社外取締役		甲	賀	伸	彦
常勤監査役		宮	下	恒	夫
常勤監査役		有	野	正	明
社外監査役		朝	長	英	樹
社外監査役		浜	村	智	安

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-7111（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。